

令和6年度 特別栽培（有機）推進事業の概要

三芳町では、減農薬・減化学肥料農業を推進し、緑肥作物、有機肥料製造ブレンド材の導入による地力増進、害虫駆除器導入による適期防除、景観作物導入による風食対策を講じます。

そこで、「緑肥」・「フェロモントラップ」・「景観作物」・「有機肥料ブレンド材」を購入した人に事業費の一部として補助金を交付し、農家負担の軽減を図っていききたいと存じます。

※ **令和6年度**の総補助金額は、8,000,000円となっています。

補助額＝個人の購入金額×補助率

（補助率は、予算額を全体の購入金額で割って算出します。）

1 補助対象

- ※ 緑肥補助対象は、小麦類・エン麦類・ライ麦類・ソルゴー類・その他（アフリカントール・ソイルクリーン・ハーベッチなど）
- ※ フェロモン・トラップ補助対象は、ハスモンヨトウ用・ドクガ・ネグイ用など
- ※ 景観作物補助対象は、菜の花・ヒマワリ・コスモス・ポピー等
- ※ 有機肥料ブレンド材補助対象は、肥料取締法に基づき、分類される肥料の種類。※対象の肥料の書類は別紙のとおり

2 **令和6年1月1日から令和6年12月31日**までの間に購入されたものが対象となります。

なお提出された領収書は返却しませんので、他に使用される方は領収証の写し（コピー）を添付してください。

ただし、農協（口座振替で支払い）及び山田採種場・清水商事・むさしの有機・鈴兼米穀・種七農芸園より購入された方（個人情報取扱いについて同意書を提出された方に限る）は、領収証の添付は必要ありません。

※農協より現金で購入された場合は、領収証の添付が必要です。

※農協で口座振替にて購入した分は、購入日ではなく口座引き落とし日が**令和6年1月1日から令和6年12月31日**のものが対象になります。

3 決定しました補助金は、振込にて支払われますが、農協口座を有する人の氏名で申請してください。なお家族で複数の方が購入された場合は、申請人を統一していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】 三芳町観光産業課 農業振興担当
電話番号（258）0019 内線212